

第 2 1 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 2 年 4 月 1 0 日（金）柏市農業委員会総会を柏市農業委員会
会長染谷茂が招集した。

2 場所 本庁舎別館 4 階 第 5 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	坂 卷 洋 行	2 番	飯 野 文 夫
3 番	飯 塚 恒 男	4 番	岡 田 英 夫
5 番	大 宮 茂 男	6 番	染 谷 茂
7 番	山 崎 明 久	8 番	成 嶋 君 美
9 番	石 井 マサ子	1 0 番	金 子 幸 司
1 1 番	酒 卷 寿 雄	1 2 番	谷 田 貝 和 代
1 3 番	遠 藤 秀 生	1 4 番	程 田 平
1 5 番	橋 本 英 介	1 6 番	村 越 等

1 6 名中 1 6 名出席

< 農地利用最適化推進委員 >

2 1 番	坂 卷 儀 治	2 2 番	関 根 勝 敏
2 3 番	浜 島 照 雄	2 4 番	小 川 克 己

1 5 名中 4 名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

1 7 番	栗 原 豊	1 8 番	砂 川 晴 彦
1 9 番	木 村 寿	2 0 番	相 模 農 夫 男
2 5 番	富 澤 英 三	2 6 番	友 野 博 之
2 7 番	増 田 直 晴	2 8 番	染 谷 茂 幸
2 9 番	山野辺 守	3 0 番	石 井 一 美
3 1 番	秋 谷 昌 治		

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大 野 功
次 長 寺 嶋 浩
副主幹 原 田 圭 介
副主幹 安 藤 陽 子

主任 前野 正和

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農業委員会事務局の任免について
- 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 6号 農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その3）
- 議案第 7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- (5) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について
- (6) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について
- (7) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について（軽微な変更）

（午後2時00分開議）

議長 それでは、ただいまより、第21回農業委員会総会を開催いたします。

それでは，着座して進めさせていただきます。

本日の出席委員は農業委員16名中16名，推進委員15名中4名の出席でございます。よって，定足数に達しておりますので，会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは，日程1，議事録署名委員を選任したいと思いますが，選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 ありがとうございます。

「議長一任」ということですが，ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは，指名をいたします。

橋本英介委員，村越等委員，よろしく願いいたします。

議長 次に，日程2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は第1調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，飯塚委員長，よろしく願いします。

飯塚恒男委員長 それでは，報告させていただきます。

農地第1調査会は，去る4月6日，7日，令和2年度第1回農地調査会を実施しました。

最初に，事務局から今回の調査事案である農地法第3条3件，農地法第5条9件，非農地証明1件，主たる従事者証明1件について，概要説明及び事前調査の結果報告を受けました。

その後，今回の調査案件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和元年12月に開催された第17回総会の議案第1号から第3号の16件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

このうち、3条によって取得された戸張の畑について、一部耕作が十分でない土地が見受けられましたので、引き続きパトロールを続けてまいります。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議長 それでは、日程3、議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

総括説明並びに議案説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括及び議案説明)

議長 ありがとうございます。

本案につきましては、ただいまの説明でご承認願います。

それでは、異動者の方は挨拶をお願いいたします。

(異動者挨拶)

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号が承認されていますので、異動者の方は退席されても結構です。ご苦労さまでした。

(異動者退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番と2番は関連がありますので、一括して調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、1番から2番についてご報告します。

調査会資料は3ページからになります。

本件は、柏市柏在住の譲受人が、申請地近くに自作地があり耕作しやすいため、また、布施在住の譲渡人は、譲受人の要望に応えるため、使用貸借による権利設定を伴う許可申請です。

申請地は、布施の畑2筆4,053㎡で、ニンジン、ブロッコリー等を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番と2番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 山崎です。

これ、新しく借りるところが4反ぐらいあるんですけども、既に5反やっていて、これ、1人でやっていて、約1町弱ぐらいやれるんでしょうか。

飯塚委員長 はい、やるって言っていました。たまに奥さんも、今度手伝うようなことを言っていましたから。

議長 そのほかございませんか。

はい。

飯野委員 飯野です。

この方，昨年の10月から耕作始めたけれども，その作付状況や何かはどうか聞いていますか。

飯塚委員長 周りの人から聞くと，よくやっているそうなんです。

飯野委員 分かりました。その確認をさせていただきました。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，1番と2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について，調査結果の報告を飯塚委員長，お願いいたします。

飯塚委員長 それでは，3番についてご報告します。

調査会資料は6ページからになります。

本件は，東京都町田市に所在し，柏市豊四季で障害者福祉施設を運営する譲受人の社会福祉法人が，障害者のリハビリを目的とした農作業を行うため，また，豊四季在住の譲渡人は，病気等により農業経営を縮小するため，売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は，豊四季の畑3筆1，486㎡で，サツマイモ，ナガネギ，大根，ジャガイモ，タマネギ，ニンニク等を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

この施設は何名ぐらいの入所者というか。

飯塚委員長 入所者じゃなくて、通所しているそうなんです。

酒巻委員 それは何名ぐらいになっているんでしょうか。

飯塚委員長 現在●●名です。耕作は職員●●人と、あと、週3回ぐらい●●人ぐらいずつでやるそうです。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、3番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は9ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、若白毛の畑1筆248㎡です。おおむね10ha以上の集団的に存在する農地であることから、第1種農地と判断しましたが、集落に接続して設置する住宅であることから、許可の例外と認める者です。

譲受人は現在家族5人で住んでいますが、子供の成長や将来を考慮し、独立して専用住宅を建設する計画に至ったものです。

建築内容は、木造2階建て、建築面積62.32㎡、延床面積116.03㎡で、2台分の駐車スペースを用意します。

被害防除対策として、雨水は雨水浸透ますを設置し、宅内処理。汚水・雑排水は合併浄化槽を経由した後、蒸発散装置により宅内処理します。周囲はブロック及び築堤を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等については適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

よろしいですか。

はい。

飯野委員 飯野です。

これ分家住宅という形ですか，これは。こういう，家族が分かれたんだから，分家になるのかなど。

事務局 事務局です。

農地の転用的には分家住宅とかそういうのはなくて，一般的には全て専用住宅という扱いです。ただ，その住宅の建築要件として，それが分家の要件に値するのかどうかということですので，転用用途としての表現としては，住宅を建てる場合には，専用住宅という表現にしています。

以上です。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について，調査結果の報告を飯塚委員長，お願いいたします。

飯塚委員長 それでは，2番についてご報告します。

調査会資料は13ページからになります。

本件は，売買による所有権移転を伴う駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は，布施の畑1筆559㎡です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり，小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は清掃業を営む法人で，既存の営業所では手狭であることから，廃棄物の収集区域内で宅地から離れた申請地において，駐車場を整備する計画に至ったものです。

内容は、収集運搬車両5台、従業員車両7台の計12台を収容する駐車場で、場内は砕石敷き、出入り口のスロープ部分はアスファルト舗装とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲は新たにネットフェンスを設け、既存のコンクリートブロック及びフェンスと併せ土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

はい。

飯野委員 これ、数年前に駐車場造成したと思うけれども、その隣ですね。

飯塚委員長 隣が●●さんの。

飯野委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 はい、成嶋です。

柏市に営業所あるんですけれども、ほかにも営業所って幾つぐらいあるんですか。

飯塚委員長 ●●か所か●●か所。

議長 そのほかございませんか。

なしという声がありましたので、2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、3番についてご報告いたします。

調査会資料は18ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷の畑1筆499.79㎡です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在夫婦で住んでいるアパートが手狭となり、申請地近くに別居している子供と同居するため、新たに専用住宅を建築する計画に至ったものです。

建築内容は、木造2階建ての母屋、建築面積103.52㎡、延床面積143.87㎡、また、木造平屋建ての倉庫、建築面積59.63㎡を整備します。

被害防除対策については、雨水は雨水浸透ますで宅内処理の上、オーバーフロー分は既設道路側溝へ放流、汚水・雑排水は市の下水道へ放流します。周囲は、重量ブロックを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、4番についてご報告いたします。

調査会資料は22ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う建売分譲住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、高柳の畑1筆2、892㎡です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は不動産業を営む法人で、申請地が鉄道の駅や小・中学校まで徒歩圏にあり、また、県道も近く、交通の便がよいことから、建て売り分譲住宅の建設を計画するに至ったものです。

申請内容は、建て売り分譲住宅9棟、各住宅は木造2階建て、平均の建築面積57.55㎡、平均の延床面積106.72㎡で、各宅地内に駐車スペースを設けます。なお、隣接する農地へ通作のための用地を一部確保し、芝張りを施します。

被害防除対策については、雨水は宅地内に貯留浸透施設を設け、オーバーフロー分は新設U字溝へ放流の上、既設雨水管へ放流します。汚水・雑排水は宅地内の合併浄化槽で処理した後、新設U字溝へ放流します。周囲は、コンクリートブロック及びCP型柵擁壁を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等につい

て審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番から8番は一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、5番から8番についてご報告いたします。

調査会資料は31ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う建て売り分譲住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷の畑7筆1、957㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は不動産業を営む法人で、申請地の周辺は住宅に囲まれ平坦で、土砂の搬入もなく、上下水道も管理されており、建て売り分譲住宅の建設に適した土地であることから、計画するに至ったものです。

申請内容は、建て売り分譲住宅11棟、各住宅は木造2階建て、建築面積62㎡、延床面積116.43㎡で、宅地内に駐車スペース2台分を整備します。

被害防除対策については、雨水は宅地内に浸透施設を設け、オーバーフロー分は新設道路側溝へ放流します。汚水・雑排水は市の下水道へ放流します。周囲は、コンクリートブロックを設置し、土砂等の流

出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番から8番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、5番から8番を承認いたします。

次の審議に入ります。

9番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、9番についてご報告いたします。

調査会資料は40ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷の畑1筆295㎡です。おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しましたが、集落に接続して設置する住宅であることから、許可の例外と認めるものです。

譲受人は、現在家族5人で住んでいますが、手狭となり、実家に隣接する申請地に独立して専用住宅を建設する計画に至ったものです。

建築内容は、木造平屋建て、建築面積112.62㎡、延床面積110.96㎡で、2台分の駐車スペースを用意します。

被害防除対策として、雨水は雨水浸透ますを設け、宅内処理。汚水・雑排水は合併浄化槽を経由した後、蒸発散装置により宅内処理します。周囲はコンクリートブロック及び築堤を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

9番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、9番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 1番についてご報告いたします。

調査会資料は45ページからになります。

本件は、宅地へ地目変更登記をするための農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請です。

申請地は、船戸の畑1筆146㎡で、現況は宅地です。

申請地は、平成26年4月、相続による所有権を取得しましたが、平成8年頃から宅地として使用していたとのことです。平成10年撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま、20年以上宅地として利用されていると判断できます。また、この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分も受けていません。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第1調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は49ページからになります。

本件は、大島田在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、大島田の山林2筆896㎡です。

申請理由は、令和元年10月、農業経営に欠くことのできない申出者の親族が亡くなり、当該生産緑地をこれ以上、維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第1調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございました。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第6号「農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その3）」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案第6号（その1）につきましては、橋本委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(橋本英介委員退席)

議長 それでは、議案第6号（その1）の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、染井入新田に所在する農地所有適格法人が泉の田2筆、合計面積4,510㎡に計画して賃貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。
議案の説明がございました。
何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認いたします。
議案第6号(その1)を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
橋本委員の除斥を解除いたします。

(橋本英介委員入場)

議長 議案第6号(その2)につきましては、浜島委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、除斥を求めます。

(浜島照雄委員退席)

議長 それでは、議案第6号(その2)の審議に入ります。
議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。
利用権設定の案件です。

計画番号第2番は、柏に在住の農業者が岩井の畑3筆、合計面積1,176㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は7年です。
なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経

営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。
議案の説明がございました。
何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認いたします。
議案第6号(その2)を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。
挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
浜島委員の除斥を解除いたします。

(浜島照雄委員入場)

議長 次に、議案第6号(その3)の審議に入ります。
議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。
利用権設定の案件です。

計画番号第3番は、布施に在住の農業者が新利根の田2筆、合計面積2,942㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第4番は、布施に在住の農業者が新利根の田3筆、合計面積1万4,746㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第5番は、東京都葛飾区に在住の農業者が弁天下の畑2筆、合計面積5,194㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第6番は、布施に所在する農地所有適格法人が弁天下の畑2筆、合計面積2,061㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。

計画番号第7番は、若白毛に在住の農業者が五條谷の畑2筆、合計面積1,685㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は3年です。

計画番号第8番から9番は、鷲野谷に在住の農業者が泉村新田の畑4筆、合計面積6,238㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第10番は、岩井に在住の農業者が岩井の畑2筆、合計面積2,062㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第11番は、若白毛の在住の農業者が若白毛の畑3筆、面積2,140㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は3年です。

続きまして、配分計画のみの案件です。

計画番号第1番は、農地中間管理事業の案件で、平成29年11月16日付で、農用地利用集積計画が報告されており、既に千葉県園芸協会へ貸付け済みです。

今回は、配分計画である千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける借受者の変更があったため、意見照会をするものです。

千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、布施に所在する農業業者で、弁天下の田1筆、面積1,317㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は残存期間の約3年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

程田委員 これ、●●の人は●●に作るってことで、新規なんだけれども、その人は、何を作るって言っているんですか。

議長 農政課。

農政課 主に、パクチーの栽培をメインに行っています。

議長 よろしいですか。

程田委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認いたします。

議案第6号(その3)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第6号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

(農政課退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは，審議に入ります。

1番について，調査結果の報告を事務局に求めます。事務局，お願いします。

事務局 事務局で3月16日月曜日に現地調査を行いましたので，報告します。

申請人は，南増尾在住の農家の方で，農業経営の実態は4人で従事し，耕作面積は約270aです。

申請地は，南増尾の畑3筆，1万166㎡，約100aとなっております。

なお，申請人は，当該申請地においてカブ，ネギ，ショウガを栽培しており，引き続き農業に従事するということでした。

以上になります。

議長 ありがとうございます。

調査結果の報告がございました。

1番について，何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

この被相続人の方と相続人が，これ孫となっているんですけども，これは祖父と孫の関係で，間にこの孫から見た，相続人から見た親になる方はいるのでしょうか。

議長 その辺は，事務局いいですか。

事務局 少々お待ちください。

岡田委員 説明してもいいですか。

議長 はい。

岡田委員 今、酒巻委員の話なのですが、相続人の親は被相続人の娘とその夫です。本来はこの娘さん、つまり相続人の母が相続人になりますが、母は亡くなっています。父はお婿さんなので相続権はありません。娘である母親がもう亡くなっていて、孫が養子縁組したことで今回相続人として申請しているんだと思います。

酒巻委員 分かりました。

議長 そのほか何かございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 ありがとうございます。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

5月の予定を申し上げます。

4月30日木曜日、5月1日が調査会で、4月30日は午前9時から、5月1日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は農地第2調査会です。

5月8日金曜日、総会で、午後2時から、別館第5会議室となります。

以上、慎重審議、ありがとうございます。

以上をもちまして、第21回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時閉会)